



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 13 日 (水)
号外第 17 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (2) (財政課)	3
-------	---------------------------------------	---

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

財団法人鳥取県環境管理事業センターからの償還金を鳥取県産業廃棄物適正処理基金に積み立てることができるようになるとともに、設置目的に定める事業が完了した鳥取県ふるさと雇用再生特別基金及び鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県産業廃棄物適正処理基金に積み立てる額は、産業廃棄物処分場税のほか、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。
- (2) 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金及び鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金は、廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
14 鳥取県産業廃棄物適正処理基金	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てること。	(1) 鳥取県条例第3章第4節の規定により	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	14 鳥取県産業廃棄物適正処理基金	<u>鳥取県条例第3章第4節の規定により</u> <u>県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場の税を産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施</u>	(1) 鳥取県条例第3章第4節の規定により	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当

	<p>に充てること。</p>		<p>ど も (おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書環境の充実に係る経費</p> <p>(2) ジュニアスポーツ(子どもが行うスポーツをいう。)の振興に係る経費</p>		<p>に充てること。</p>		<p>ど も (おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書環境の充実に係る経費</p> <p>(2) ジュニアスポーツ(子どもが行うスポーツをいう。)の振興に係る経費</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。</p>
18	鳥取県ふるさと雇用再生特別基金	<p>本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>				

<u>18</u> 略					<u>19</u> 略				
<u>19</u> 略					<u>20</u> 略				
<u>20</u> 略					<u>21</u> 略				
<u>21</u> 略					<u>22</u> 略				
<u>22</u> 略					<u>23</u> 略				
<u>23</u> 略					<u>24</u> 略				
<u>24</u> 略					<u>25</u> 略				
<u>25</u> 略					<u>26</u> 略				
<u>26</u> 略					<u>27</u> 略				
<u>27</u> 略					<u>28</u> 略				
<u>28</u> 略					<u>29</u> 略				
<u>29</u> 鳥	次に掲げ る事業を行 うことによ り就学等に 要する費用 を負担する 者の経済的 負担の軽減 を図ること。 (1) 経済 的理由に より就学 が困難な 高等学校 の生徒の 授業料等 の減免及 び高等学 校等の生 徒に対す る奨学金 の貸与 (2) 東日 本大震災 等により 被災した 幼児、児 童又は生 徒の授業 料等の減 免その他 の就学等 に関する	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると き。	<u>30</u> 鳥	次に掲げ る事業を行 うことによ り就学等に 要する費用 を負担する 者の経済的 負担の軽減 を図ること。 (1) 経済 的理由に より就学 が困難な 高等学校 の生徒の 授業料等 の減免及 び高等学 校等の生 徒に対す る奨学金 の貸与 (2) 東日 本大震災 等により 被災した 幼児、児 童又は生 徒の授業 料等の減 免その他 の就学等 に関する	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると き。

援助の実施				援助の実施				
				31 鳥	県内にお	一般会	一般会計歳	当該基
				取県	ける公共投	計歳入	入歳出予算	金の設置
				地域	資を円滑に	歳出予	に計上して	目的を達
				活性	実施し、地	算に定	当該基金に	成するた
				化・	域の活性化	める額	積立て	めに必要
				公共	を図るため			な経費の
				投資	の経費に充			財源に充
				臨時	てること。			てると
				基金				き。
30 略				32 略				
31 略				33 略				
32 略				34 略				
33 略				35 略				
34 略				36 略				
35 略				37 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。